

小さなチップで
大きな安心を

連絡先 犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人日本獣医師会

所在地 〒107-0062
東京都港区南青山1-1-1
新青山ビル西館23階

メールアドレス info@mc.env.go.jp

電話番号 03-6384-5320

ホームページ <https://reg.mc.env.go.jp/>



ちゃんと
帰れるニャン！



安心だワンッ！



見つけてくれて
ありがとうワンッ！



わたしの情報
「マイクロチップ」

マイクロチップ装着・読取り

 実務ガイド

～動物病院のための実践ポイント～



マイクロチップの装着

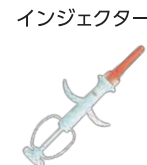


準備するもの

- ISO規格(11784・11785)に準拠したマイクロチップとマイクロチップリーダー
- マイクロチップ装着証明書(様式)
- 消毒綿など



- ISO規格のマイクロチップは15桁の数字です。(アルファベットを除く)
- 15桁の数字でも「999」から始まる番号はメーカー共通のテストコードのため使用できません。



装着前の確認

- マイクロチップの読取り確認を行う。
- 生体に既にマイクロチップが装着されていないことも併せて確認する。

装着の方法

1. 肩甲骨後ろの皮膚を親指と中指でつまむ。



4. 三角形の部分に皮下注射の要領でマイクロチップを装着する。



2. 皮膚を消毒する。

3. つまんだ中央の皮膚を人差し指で上に引っ張る。

5. 針を刺した後、プランジャーを最後まで押し込む。

6. 装着完了後には出血や貫通がないかよく確認し、マイクロチップの読取り確認を行う。



- 皮膚を引っ張り上げる際に、犬猫の頭が振り向いたり反って上を向いたりしないように、しっかり保定して下げておいてください。
- 頭を下げた状態で、インジェクターを立てずに、体に対して水平に挿入します。(筋肉や神経を傷つけないように)
- 最後まで押し込まないと針に引っかかって一緒に抜けてしまい、脱落の原因となります。
- 装着部位は、背部肩甲骨間の尾側寄り、正中線よりやや左寄り。尾側寄りにすることで MRI 等への影響を少なくし、左寄りとすることで椎体突起に触れるリスクが低減します。
- 脱落が多いのは24時間以内です。激しい運動やシャンプーなどは避けてください。

マイクロチップ装着証明書の発行

- 獣医師は、マイクロチップを装着した時はマイクロチップ装着証明書を発行しなければならない。
- 装着証明書にはマイクロチップ製品についているバーコードシールをマイクロチップ識別番号記載欄に貼る。



- 犬猫の所有者は、装着後、30日以内に登録をしなければなりません。
- マイクロチップ装着証明書に記載の二次元コードにアクセスして登録するよう、犬猫の所有者に促してください。

マイクロチップ装着証明書

マイクロチップの読取り



準備するもの

- ISO規格(11784・11785)に準拠したマイクロチップリーダー

読取りの方法

- 装着部位のあたりから、リーダーをゆっくり被毛に接触させながら沿わせて読む。
- 角度を変えながら縦横にゆっくりと動かし、装着部位周辺で読取りができなければ全身に広げて読んでいく。



- マイクロチップリーダーの読取り距離は数センチ程度です。
- リーダーは被毛に押し当てるように沿わせて読み取ってください。(特に被毛の厚い犬猫や皮膚の厚い大型犬)
- ゆっくり動かしながら読んだ方が読み取りやすいです。
- リーダーの電池残量が少ないと読取り距離が短くなることにも注意してください。
- リーダーによって読取り面や最適な読取り角度が異なります。



注意事項

- マイクロチップは肘や脇腹まで皮下を移動することがある。
- 読み取れない場合は、範囲を広げながら全身を検索する。

登録の確認

- 獣医師が、読み取ったマイクロチップ番号の登録内容を検索できるのは、所有者不明で保護された傷病動物のみ。
- 健康な犬猫の場合は、コールセンターに報告を行う。03-6384-5320
- 傷病動物のマイクロチップ情報の検索をする場合は、事前にアカウントを取得しておく。

その他

● 関係法令

動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

(マイクロチップ装着証明書)

第三十九条の三

獣医師は、前条の規定により犬又は猫にマイクロチップを装着しようとする者の依頼を受けて当該犬又は猫にマイクロチップを装着した場合には、当該マイクロチップの識別番号その他環境省令で定める事項を記載した証明書(次項及び第三十九条の五第三項において「マイクロチップ装着証明書」という。)を当該犬又は猫の所有者に発行しなければならない。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(抜粋)

(マイクロチップの装着)

第二十一条の四

法第三十九条の二第一項のマイクロチップを装着する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 獣医師法第三条の免許を取得している者
- 二 愛玩動物看護師法第三条の免許を取得している者

(情報の提供)

第二十一条の十一

3 環境大臣は、獣医師法第三条に規定する診療施設の開設の届出をした獣医師、当該届出があった診療施設で診療の業務を行う獣医師及び同法第五条第二項に規定する診療施設を管理する者に対し、法第三十六条第一項に規定する所有者に対する通報に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

● 各ページとダウンロード

マイクロチップ装着証明書
犬と猫のマイクロチップ
情報登録



検索ページ

動物ID情報
データベースシステム



アカウントの申請

公益社団法人日本獣医師会

